

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び市立旭川病院契約規程（平成21年旭川市病院事業管理規程第26号）第3条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年4月7日

旭川市病院事業管理者 石井良直

1 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号 市立旭川病院外来棟3階  
市立旭川病院事務局経営企画課  
電話 0166-24-3181 内線 5563  
FAX 0166-27-8505

2 一般競争入札に付する物品購入等の内容

- (1) 物品名 コピー用紙 A4  
(2) 規格 500枚×5包/箱  
次の2品目のうち、いずれかを選定すること。  
ア 三菱 PPC用紙 RE-S  
イ 日本製紙(株) リボン間伐材 Y  
(3) 数量 1,600箱  
(4) 納入場所 市立旭川病院内  
(5) 納入条件等 発注単位は1箱で随時発注し、納入期限は発注ごとに指示する。  
(6) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで  
(7) 入札方法

1箱当たりの単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) その他

契約者には、納入する製品に関する次の書類の提出を求める。  
販売代理店等が発行する供給証明書

3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格における営業種目「1040 文房具事務用品、用紙類」に登録があること。  
(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。  
(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係・人的関係については10を参照。）。
- (6) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に「51 市内」で登録されていること。

#### 4 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

1に同じ。

#### 5 入札参加の申請

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す一般競争入札参加申込書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年4月14日（火）午後5時必着
- (2) 提出場所 1に同じ。
- (3) 提出方法 持参若しくは郵送又はファクシミリによること。  
なお、郵送又はファクシミリによる提出の場合は、事前に電話で連絡すること。

#### 6 入札書の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月20日（月）午後5時必着
- (2) 提出場所 1に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。

#### 7 入札執行（開札）の日時及び場所

令和8年4月21日（火）午後1時 市立旭川病院外来棟3階 事務局執務室

※当日の来院は不要です。

#### 8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び市立旭川病院物品購入等競争入札心得（持参又は郵送提出用）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

#### 9 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (5) 支払条件  
毎月後払いとする。
- (6) 違約金  
落札者が契約を締結しない場合、2（7）に定める落札価格の100分の3に相当する額の違約金を市立旭川病院に納付するものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。

## 10 その他

3 (5) という資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

### (1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する更生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### (2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### (3) その他、(1) 又は (2) と同視し得る特定関係があると認められる場合

ア 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係がある場合